

# 京都市立大淀中学校 P T A 役員・委員の選出方法

## 本部役員選出について

### 1. 選出役員の数（学校教職員の役員を除く）

- ① 本部を構成する役員は、会長 1 名、副会長 2 名、親まなび委員 1 名以上 2 名以内、庶務 2 名、会計 1 名の計 7 名以上 8 名以内とし、5 の選出手順に従い選出する。  
役員のうち会計監査は、会長が会員より委嘱し、総会の承認を得る。
- ② 事業の円滑な推進を図るため、本部役員の選出に際しては前年度の本部役員より 2 名以上が含まれるよう配慮する。

### 2. 選挙管理選考委員会

- ① 選挙管理選考委員の構成は 3 年生の学級委員及び地域委員の内から翌年度会員でない者から若干名を会長が委嘱し互選で委員長を選出する。
- ② 役員の選出については選挙管理選考委員会が管理する。

### 3. 推薦委員会

- ① 推荐委員会の構成は広報・文化・体育の各部長・副部長及び地域委員会の委員長・副委員長とし、互選で委員長を選出する。
- ② 推荐委員会は学級委員会及び地域委員会から推薦された者の中から次年度の役員にふさわしい者を指名する。

### 4. 選出時期

- ① 年度末より 3 ヶ月程度前とする。

### 5. 選出手順

- ① 12 月の三者面談時に 1 年生の会員を対象とした無記名投票を行い、得票数の多かった会員を各校区より数名ずつ選出する。1 月実施の本部役員選挙告示において、立候補者数が役員定数を下回ったときは、立候補者および無記名投票で選出された会員により協議の上、次期役員を内定し、総会の承認により決定する。
- ② 選挙管理選考委員会は 1 月に選挙告示をし、立候補を受け付ける。  
(7 日間の届出期間をもうける)
- ③ 役員立候補者は立候補及び推薦候補とし、これらの受付は同時に行う。
- ④ 役員候補者の数が役員定数(学校教職員の役員を除く)を上回ったときは、総会において候補者名簿に基づき定数以内の完全連記式無記名投票により選出し、選出された者の互選により役職を内定し、総会の承認により決定する。
- ⑤ 役員候補者の数が定数内のときは、候補者の互選により役職を内定し、総会の承認により決定する。
- ⑥ 上記①④⑤のいずれも残留する役員を含めて本部役員の定数を満たすものとする。
- ⑦ 推荐委員が役員候補となるときは、委員を辞任しなければならない。

### 6. 任期途中の欠員

- ① 役員の任期途中で欠員が生じたときは、本部役員会が指名し補充することができる。

## 学級委員の選出について

### 1. 選出時期

- ① 年度当初のできるだけ早い時期に学級懇談会等の場で選出する。

### 2. 選出方法

- ① 年度当初に会員が一同に介し、会員の互選により学級委員を3名選出する。  
立会人は本部役員、前年度役員、前年度学級委員が務める。
- ② 立候補を優先し、信任投票を行う。
- ③ 立候補者がいる場合は定数に満たないときは会員の互選により選出する。
- ④ 一子につき1回は学級委員を務めるものとする。ただし、選出されても以下の場合は委員経験者として認めない。
- ア. 学級委員および部長・副部長に選出されても、活動に非協力的であったり、定められた活動に著しく参加実績のない場合は、本部役員が協議の上、該当年度の委員または部長・副部長の経験者として認めず、委嘱状を無効とする場合がある。
- ⑤ 以下に定める者は本人の申し出により配慮の対象となることができる。
- ア. 同一子で既に学級委員を務めたことがある場合。
- イ. 明親小及び美豆小のPTA本部役員に選出された場合。
- ウ. その他学級委員選挙管理委員会で事前に申し出て認められた場合。
- エ. 平成20年度以降において、本部役員および正副委員長を2期以上遂行した場合。  
但し、委嘱状の提出がなければ無効とする。
- オ. 翌年度の地域委員に選出された者。
- ⑥ 配慮の対象の確認は選出の場で自己申告とする。
- ⑦ 学級委員選挙管理委員会は本部役員で構成する。

### 3. 部長・副部長の選出

- ① 広報・文化・体育の各部の部長（1名）・副部長（2名）の選出は、学級委員の互選により各学年から3名を選出する。
- ② 以下に定める者は本人の申し出により配慮の対象となることができる。
- ア. 既に本部役員を務めたことがある場合。
- イ. 既に広報・文化・体育の各部の部長または副部長及び地域委員長または副委員長を務めたことがある場合。

1年	体育副部長	文化副部長	広報副部長
2年	体育部長	文化部長	広報部長
3年	体育副部長	文化副部長	広報副部長

### 4. 兼任について

- ① 明親小及び美豆小の学級委員と大淀中学校の学級委員を兼任することは認められる。但し、小学校の学級委員を兼任する学級委員は部長・副部長の選出対象とみなされない。
- ② 卒業対策委員については、3年の各部副部長の内から1名互選し兼任する。

## **地域委員の選出について**

### **1. 選出時期**

① 年度末までに翌年度の地域委員を決定する。

### **2. 選出方法**

① 各町ごとに必要数を互選により選出する。

② 原則として新三年生の保護者の中より選出する。対象者がいない場合は他の学年より選出する。

### **3. 学級委員との兼任**

① 地域の実態に応じて学級委員との兼任を認める。

### **4. 地域委員長・副委員長の選出**

① 2校区より委員長1名および副委員長1名を互選し、委員長は各校区交互に務める。

② 各部部長・副部長と同じ内容で、本人の申し出により配慮の対象となることが出来る。

(平成20年3月改定)

(平成21年1月改定)

(平成28年3月改定)

(平成28年5月改定)

(平成29年3月改定)

(平成30年3月改定)

(平成30年5月改定)